

福祉医療制度の概要について

福祉医療制度は、医療保険法（国民健康保険や社会保険など）の被保険者または被扶養者で広陵町に居住している下記の対象者が医療機関等で保険診療を受けた場合に医療費自己負担額の一部を県と町が助成する**医療費助成制度**です。この制度を利用するには、事前に申請が必要です。

1ヶ月単位で医療機関等に支払った保険適用の医療費自己負担額から一部負担金（加入の保険者から支給される場合の高額療養費および付加給付金）を差し引いた額を給付します。なお、一部負担金は、1医療機関（レセプト）ごとに通院500円・入院1,000円（14日未満の入院の場合は500円）となります。総合病院の場合は、診療科（医科と歯科）ごとに一部負担金が発生します。ただし、調剤薬局に一部負担金はありません。

※未就学児においては、福祉医療一部負担金の支払いのみで県内の医療機関等を受診できます。

医療費総額 [医療保険適用分]				医療保険 適用外
保険者負担額 [7割 (~9割)]	高額療養費 給付額	付加給付金 給付額	福祉医療制度 給付額	
			一部負担金	
}				窓口支払額

福祉医療制度の申請について

対象者	資格要件	申請に必要なもの	
高校3年生までの子ども	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児（小学校就学前） ●子ども（小・中学生、高校生）（※1） 	<ul style="list-style-type: none"> ●申請者等の身分証明書など（※2） 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者の保険証 ●前市町村発行の所得課税証明書（マイナンバーの提示による情報提供により提出を省略可）（※6） ●振込先通帳
心身障がい者（満1歳以上）	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳（1級・2級） ●療育手帳（A1・A2） 	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●申請者等の身分証明書など（※3） 	
ひとり親家庭等の親と子ども	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳未満の子どもを現に扶養している配偶者のない母・父とその子ども ●父母のいない18歳未満の子どもとその子どもを現に養育している配偶者のない女子・男子 	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭等を証明する書類（※4） ●子どもの受給資格証（持っている方のみ） ●申請者等の身分証明書など（※5） 	
重度心身障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者医療制度加入者で心身障がい者医療の対象者 ●後期高齢者医療制度加入者でひとり親家庭等医療の対象者 		

（※1）高校生とは、在学は問わず18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。

（※2）主たる養育者と受給者本人の個人番号(マイナンバー)カードまたは通知カードと申請者（同一世帯内）の本人確認書類

（※3）受給者本人および配偶者、扶養義務者の個人番号(マイナンバー)カードまたは通知カードと申請者(同一世帯内)の本人確認書類

（※4）戸籍謄本、児童扶養手当証書、離婚届受理証明書、遺族年金証書

（※5）申請者(父・母等)および対象となる子どもの個人番号(マイナンバー)カードまたは通知カードと申請者(同一世帯内)の本人確認書類

（※6）子ども医療費助成申請の場合は主たる養育者の所得課税証明書、心身障がい者医療費助成申請の場合は受給者本人・配偶者および扶養義務者の所得課税証明書、ひとり親家庭等医療費助成申請の場合は父・母（またはこれに準じる方）および扶養義務者の所得課税証明書が必要となります。1月から7月の資格認定日の場合は前々年中の所得課税証明書、8月から12月の資格認定日の場合は前年中の所得課税証明書が必要となります。ただし、広陵町で町県民税が課税されている場合は不要となりますので、必要な所得課税証明書の年度については保険年金課にお問い合わせください。

医療費助成の方法について

(1) 奈良県内の医療機関等を受診される場合

- ①医療機関等の窓口で「健康保険証」と「受給資格証」を提示し、保険診療分の費用をお支払いください。
受給資格証を提示できなかった場合は、(2)と同様の手続きが必要となります。
- ②医療機関等より集計機関を経由して役場へ送付されたデータをもとに受給資格を審査し、事前に登録されている受給者の口座に助成金を支給します。約2ヶ月後に役場へデータが届き、データが届いた月の月末に支給となります。高額療養費・付加給付金の確認が必要な場合は、支給に3ヶ月以上かかることがあります。

✓学校（幼稚園・保育所含む）管理下でのけがによる受診について（受給資格証は使わないでください。）

学校管理下でけがをした場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度により給付金が給付されますので、医療機関等で受診するときは、受給資格証を提示せず、学校管理下でのけがであることを医療機関等に申し出てください。医療機関等でお支払いいただいた金額よりも医療費総額の1割（2割負担の場合は2割）が上乗せされて給付されますので、必ず学校にお知らせください。

初診から治癒までの医療費の支払額が1,500円（2割負担の場合は1,000円）に満たない場合は、災害共済給付制度の対象とはなりませんので、(2)と同様の手続きをしていただくことになります。

(2) 奈良県外の医療機関等や奈良県内のあんま・鍼灸マッサージ等施術を受診される場合

- ①医療機関等の窓口で「健康保険証」のみを提示し、保険診療分の費用をお支払いください。
- ②医療機関等で発行される領収書（受給者氏名・保険診療点数・自己負担額・医療機関名称明記のもの）などを持参し、役場保険年金課へお越しください。医療費助成金請求書は保険年金課窓口にあります。

※手続きに必要なもの（領収書は、受給者・医療機関ごとに1ヶ月単位でまとめてください。）

- 保険証 ●受給資格証 ●預金通帳
- 領収書（受給者氏名・保険診療点数・自己負担額・医療機関名称明記のもの）
- 保険者発行の支給決定通知書（10割負担した場合や高額療養費・付加給付金の支給があった場合）

- ③受給資格を審査し受給者に助成金を支給します。

(3) 保険適用となる治療用装具を作製した場合

保険適用となる治療用装具（コルセットや小児弱視等の治療用眼鏡等）を医師の指示により作製した場合は、福祉医療助成の対象となります。一度全額を支払い、下記の要領で手続きしてください。

◆広陵町の国民健康保険以外の保険に加入している方

- ①まずは加入している保険者へ療養費の申請をしてください。
申請前に医師の指示書と領収書のコピーを取っておいてください。
- ②療養費が支給された後、保険年金課で手続きをしてください。

※手続きに必要なもの

- 保険証 ●受給資格証 ●預金通帳
- 医師の指示書（コピー可） ●領収書（コピー可） ●保険者発行の支給決定通知書

- ③受給資格を審査し、受給者に助成金を支給します。

◆広陵町の国民健康保険に加入している方

- ①上記「手続きに必要なもの（医師の指示書と領収書は原本）」を持参し、保険年金課へお越しください。
- ②受給資格を審査し、受給者に助成金を支給します。

(4) 重度心身障がい老人等医療費助成受給者の場合

重度心身障がい老人等医療費助成を受給される方は、奈良県内・県外に関係なく医療機関等で「後期高齢者医療被保険者証」を提示するだけで、約3ヶ月後に役場へデータが届き、事前に登録されている受給者の口座に一部負担金と高額療養費（該当者のみ）を差し引いた額を給付します。

(1) 医療費が高額になった場合

高額な医療費を支払ったときは、加入している保険者から高額療養費や付加給付金の給付が受けられることがあります。福祉医療費の給付にあたり、加入している保険者から給付される高額療養費や付加給付金の金額を把握するため、保険年金課から文書などで受給者（被保険者の方）に照会させていただくことがあります。また、高額療養費が発生すると思われる場合は、「高額療養費支給申請書」を郵送し、必要箇所に記入のうえ返送をお願いしています。回答や提出をいただけない場合は、一旦給付を保留とさせていただきますので、ご了承ください。

なお、入院などで医療費が高額になることが予想されるときは、事前に加入している保険者へ申請し、「限度額認定証」をご用意ください。

✓ 高額療養費

医療費の自己負担額を軽減するため、一定額を超える額（限度額）が加入している保険者から支給されます。所得に応じて限度額が定められていますので、詳しくは加入している保険者へお問い合わせください。広陵町国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険高額療養費支給申請書の同意事項に基づき、高額療養費を、福祉医療費が一旦立て替えた高額療養費に直接充当させていただきます。

✓ 付加給付金

健康保険組合・共済組合など各保険者（広陵町国民健康保険、全国健康保険協会を除く）が独自に設けている医療費の助成制度です。高額療養費とは別に支給されますので、詳しくは加入している保険者へお問い合わせください。

(2) 福利医療制度に優先して医療費を助成する制度

一定の条件を満たす人は、福祉医療制度の他にも利用できる公費医療負担制度があります。福祉医療制度の安定的運営のため、他の医療制度との併用にご理解とご協力をお願いします。

※他の医療制度の一例

- ・自立支援医療
- ・特定疾病
- ・小児慢性特定疾病
- など

(3) 福祉医療費を返還していただく場合

- 福祉医療費支払い額に対し、加入している保険者から高額療養費や付加給付金が支給された場合
- 学校（保育所、幼稚園）管理下でけが等をした際に、受給資格証を使用した場合

✓ 学校（幼稚園・保育所含む）管理下でのけがによる受診の際は、受給資格証は使わないでください。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度は、けがの初診から最長10年間申請できるため、年齢要件や転出などにより福祉医療費助成対象外となった場合においても、治療が継続していれば申請が可能ですので、この制度を利用して医療費を請求してください。

- その他、返還が必要と認められた場合（受給資格喪失後の受給資格証の使用など）

(4) その他

奈良県内の医療機関等で受給資格証を提示したにもかかわらず、給付されない場合がまれにあります。お手数ですが、医療機関等で発行される領収書（受給者氏名・保険診療点数・自己負担額・医療機関名称明記のもの）などを持参し、役場保険年金課へお越しください。

受給資格証の交付前受診、奈良県外での受診、保険適用となる治療用装具を作製した場合などは、請求手続きが必要ですが、この請求は医療費の支払いの翌日以降5年で時効となりますのでご注意ください。

保険適用の医療費自己負担額の窓口負担が困難な場合には、福祉医療費貸付制度がありますので、詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

届出が必要な事項	届出に必要なもの	
●保険証が変わったとき	●新しい保険証	●受給資格証 (紛失時を除く) ●来庁者の身分証明書 (運転免許証など)
●転居したとき		
●氏名が変わったとき	●変更する振込先通帳(※)	
●転出するとき	●変更する振込先通帳(※)	
●亡くなったとき	●変更する振込先通帳(※)	
●生活保護を受けるようになったとき	●保護開始決定通知書	
●結婚(事実婚)が決まったとき(ひとり親家庭等)	●変更する振込先通帳(※)	
●障がい者手帳の等級が1級・2級以外が変わったとき、 または療育手帳A1・A2以外が変わったとき	●障がい者手帳及び療育手帳	
●受給資格証を紛失、または破損したとき(再交付)		
●振込先口座を変更したいとき	●変更する振込先通帳	
●その他申請内容に変更があったとき		

(※) 振込先の口座変更が必要な場合

制度	受給資格証の有効期間	更新	更新方法
子ども	乳幼児(小学校就学前) 6歳に達した日以降、最初の3月31日 (小学校就学前まで)	対象者のみ4月 (※2)	子ども医療費受給 資格証を郵送
	子ども(小・中学生) 15歳に達した日以降、最初の3月31日 (中学校卒業まで)		
	子ども(高校生)(※1) 18歳に達した日以降、最初の3月31日		
心身障がい者	●原則、毎年7月31日 ●資格要件の有期まで	毎年8月	更新申請が必要 (※3)
ひとり親家庭等	●原則、毎年7月31日 ●子ども(多子の場合は末子)が18歳になる 年度末まで ●資格要件の有期まで	毎年8月	更新申請が必要 (※3)

(※1) 令和4年8月診療分から開始

(※2) 対象者には3月末に子ども医療費受給資格証を郵送しますので、切り替え(更新)の手続きは必要ありません。

(※3) 受給資格証の更新前には広報等に更新方法についての詳細を掲載し、対象者に更新案内を郵送します。



[お問い合わせ先]

〒635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町住民環境部 保険年金課 福祉医療係

TEL : 0745-55-1001

FAX : 0745-55-1009

E-mail : hokennenkinka@town.nara-koryo.lg.jp